

別記様式(第 5 条関係)

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ 報告事項		令和 6 年 11 月 18 日提出	
件 名	令和 7 年度組織体制について	部局名	総合政策部
概要	第 5 次行財政改革大綱では、多様化する市民ニーズや新たな行政課題に迅速かつ柔軟に対応できる市役所を目指し、施策を効果的・効率的に展開するため従来の在り方にとらわれることなく組織を見直すこととしている。各部局等のヒアリング及びその後の協議結果を踏まえ、令和 7 年度組織編制が決定したので報告する。		
経過	令和 6 年 8 月 23 日～8 月 30 日 各部局に対するヒアリングを実施 令和 6 年 9 月～10 月 関係課及び総務課との協議 令和 6 年 11 月 11 日 市長懸案協議において決定		
問題・課題	今年度の課題については次のとおりである。(詳細別紙) 1 市民対応が多い窓口系の部が統一されておらず市民に分かりづらい。 また、総務部は所帯が大きく、組織規模の適正化が必要である。 2 税以外の各料金において時効による不納欠損処分など、債権管理が適切にできていない。 3 保育課施設管理担当による保育所運営業務の統括ができていない。 4 公営企業部企業会計課は財務事務を適切に行うという当初の目的は達成できたため、今後の組織体制を見直す必要がある。		
対応策	令和 7 年度の組織体制は次のとおりとする。(詳細別紙) 1 市民対応が多い税務課と収税課を市民環境部に移し、窓口系の部署を統一するとともに、市民に分かりやすいよう「市民生活部」に名称を変更する。また、2 課を移すことで適正な組織規模にする。 2 税以外の料金の徴収や滞納整理業務を収税課が行うこととし、あわせて課の名称を「収納課」に変更する。 3 保育課の「施設管理担当」を「保育所担当」に変更する。今後は施設管理だけではなく、保育所運営にも重点を置いた業務を行う。 4 公営企業部業務課と企業会計課を統合した「企業総務課」を設ける。		
結果	【報告事項確認了】		

令和 7 年度組織体制について

1 市民環境部に総務部から税務課と収税課を移し、名称を「市民生活部」に変更する。理由は次のとおり。

(1) 市民対応が多い窓口系の部署として統一

税務課及び収税課は市民対応が多く、戸籍住民課や国民健康保険課など市民環境部の窓口系の部署との関わりも深く、親和性が高い。

(2) 市民への分かりやすさ

税務課と収税課を市民環境部に移すと、市民環境部が窓口系の部署を一手に担うこととなる。市民と直接的な関わりが最も深く、市民生活に身近な部となることから、「市民生活部」と分かりやすい名称に変更する。

(3) 組織規模の適正化

総務部は、令和 5 年度の行政組織編制により、支所を加え 5 課 6 支所体制となり、所帯が大きい。このため、適正な組織規模に見直す必要がある。

2 「収税課」を「収納課」に変更し、税以外の債権管理も行う

現在、市民税や固定資産税などの税金は収税課が徴収しているが、後期高齢者医療保険料や介護保険料、保育料などの各料金については、所管課がそれぞれ取り扱っている。各課では、収納事務におけるノウハウがない上、専任の担当者がいないことにより債権管理が適切にできていない。

このため、収税課のノウハウを生かし、時効による不納欠損の抑制や更なる収納率向上のため、料金等の債権管理も収税課が行うようにする。あわせて、課の名称を「収納課」に変更する。

なお、各料金における業務の現状把握に時間を要することや、収税課で利用している滞納管理システムが令和 8 年 1 月に標準化予定であることから、令和 7 年度は準備期間とし、実際に料金の徴収や滞納整理業務を開始するのは令和 8 年度からとする。

3 保育課の「施設管理担当」を「保育所担当」に名称変更する。

現在、市立保育所については、市としての統一的な運営指針などがないことから、各保育所長の裁量の下で運営が行われている。また、保育所長と主任保育士の役割分担に関する規定がなく、各保育所によって運用が異なっている。

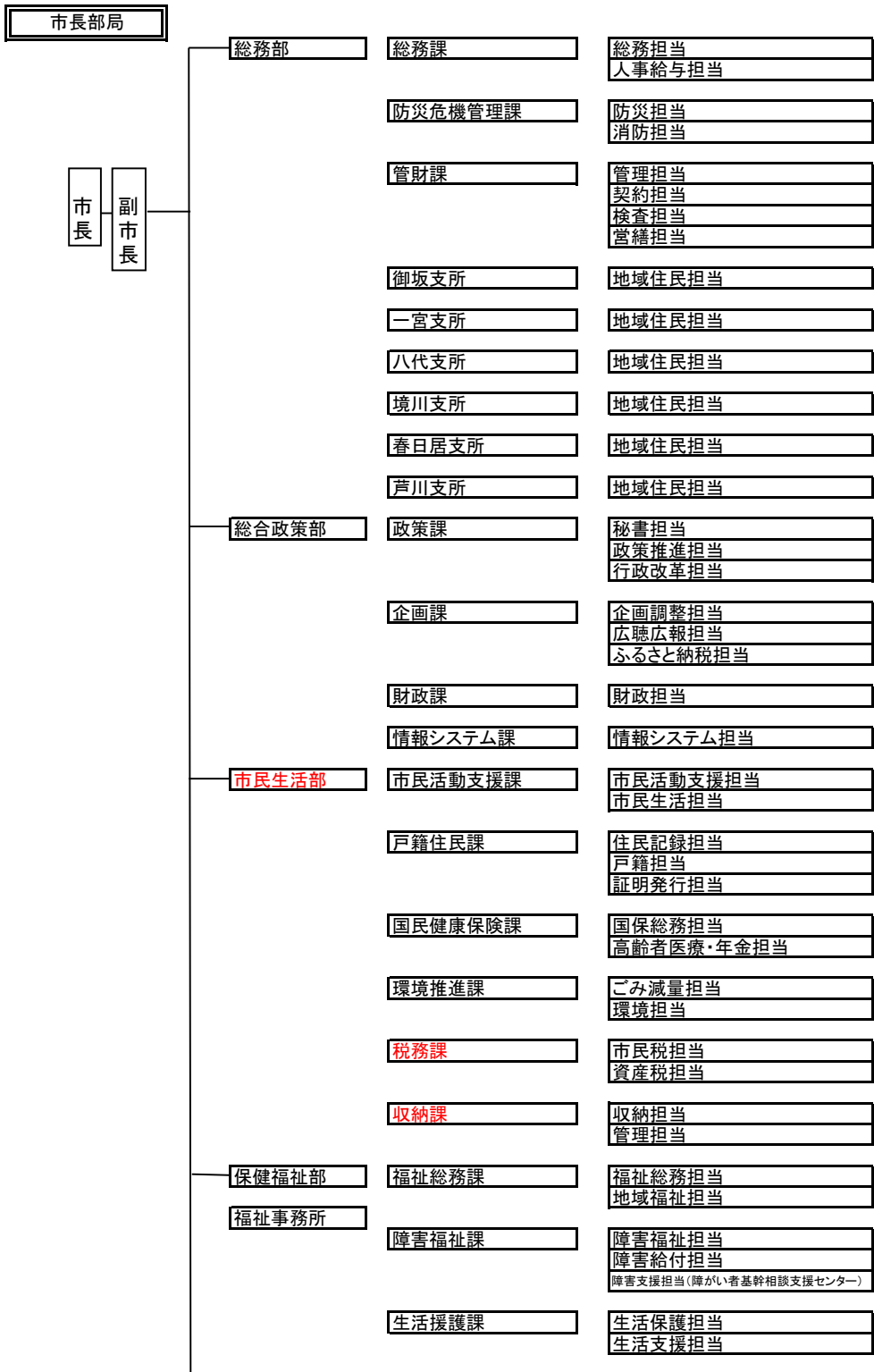
保育課の「施設管理担当」を「保育所担当」に変更し、今後は施設管理だけでなく、保育所運営にも重点を置いて業務を行っていく。市立保育所の運営指針の作成、所掌事務の明確化、保育士の資質向上などを図り、統一的な保育所運営と質の高い保育の提供を行っていく。

4 業務課と企業会計課を統合し、「企業総務課」を新設する。

企業会計課は、企業会計の財政事務をより適切に行うため、令和3年度の行政組織編成において新設し、財政課長が企業会計課長を兼務している。

企業会計課の新設から3年が経過する中、企業会計の財政事務をより適切に行うという、当初の目的は達成できたものと考えられることから、業務課と企業会計課を統合した「企業総務課」を設け、これまで公営企業部長が業務課の課長を、財政課長が企業会計課の課長を兼務していたが、新設する企業総務課については兼務せず新たに課長を置く。また担当は、「総務担当」と「会計担当」の2担当とする。

令和7年度 笛吹市行政組織図



	介護保険課	介護総務担当 給付適正担当 認定審査担当
	長寿支援課	長寿支援担当 地域包括担当
	健康づくり課	健康企画担当 成人保健担当
子供すこやか部	子育て支援課	子育て総務担当 子供家庭支援担当(こども家庭センター) 母子保健担当(こども家庭センター)
福祉事務所	保育課	保育総務担当 保育所担当
産業観光部	農林振興課	農林経営担当 農産推進担当
	観光商工課	観光担当 商工労働担当
	農林土木課	農林土木担当
建設部	建設総務課	総務住宅担当 管理担当 地籍担当
	土木課	建設担当 総務用地担当
	まちづくり整備課	計画指導担当 都市整備担当
公営企業部	企業総務課	総務担当 会計担当
	水道課	工務担当 維持担当
	下水道課	管理担当 施設担当
会計管理者	(会計室)会計課	出納担当
市議会	事務局	総務担当 議事担当
監査委員	事務局	
公平委員会	事務局	
選挙管理委員会	事務局	
固定資産評価審査委員会		
農業委員会	事務局	総務担当

教育委員会

教育長

事務局

教育総務課

総務担当
施設管理担当
学校給食担当

学校教育課

学務担当

生涯学習課

生涯学習担当
スポーツ推進担当

文化財課

文化財担当
国分寺跡整備担当

図書館

図書担当

消防本部

消防本部

管理課

消防総務担当

消防課

消防担当
防災救急担当

指令課

通信担当

予防課

予防担当
危険物担当

消防署

第1部警防救助担当
第1部救急担当
第1部予防担当

第2部警防救助担当
第2部救急担当
第2部予防担当

第3部警防救助担当
第3部救急担当
第3部予防担当

西部出張所第1部消防担当
西部出張所第2部消防担当
西部出張所第3部消防担当

東部出張所第1部消防担当
東部出張所第2部消防担当
東部出張所第3部消防担当

別記様式(第 5 条関係)

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ 報告事項		令和 6 年 11 月 18 日提出	
件 名	人事異動基本方針について	部局名	総務部
概要	令和 7 年 4 月 1 日付けの人事異動に係る基本方針を別添のとおり定めたので、その内容について報告する。		
経過			
問題・課題	今後も市民ニーズに的確に応えるとともに、質の高い行政サービスを提供するためには、人事異動により職員を適材適所に配置し、職員の能力の活用と意欲の向上を図り、効率的で機能的な組織を確立する必要がある。		
対応策	組織活性化、人材育成及び職員の意欲向上の観点から、一般行政職の課長補佐、主幹、副主幹、主査は 3 年以上、主任、主事は 2 年以上の継続する同業務従事年数がある職員については、異動対象者として取扱うこととする。		
協議結果	【報告事項確認了】		

令和 7 年 4 月 1 日付人事異動について

【基本方針】

- 1 第二次笛吹市総合計画において、市の将来像を「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」とし、その実現に向け、3 つの基本目標のもと、施策や事業を展開している。今後も市民ニーズに的確に応えるとともに、質の高い行政サービスを提供するため、人事異動により職員を適材適所に配置し、職員の能力の活用と意欲の向上を図る効率的で機能的な組織を確立する。

【異動対象職員】

- 1 次に示す職員を「別紙 1」により異動対象者とする（同業務従事年数は令和 6 年度末現在とする）。
 - (1) 課長補佐、主幹、副主幹、主査の一般行政職で、継続する同業務従事年数が本年度末において、3 年以上の職員
 - (2) 主任、主事の一般行政職で、継続する同業務従事年数が本年度末において、2 年以上の職員
 - (3) その他、特別の事情により異動又は残留が必要である職員
- 2 部長、課長職は、継続年数に関係なく適正に配置する。